

○ 市町村サービス一覧【松茂町】

【注意事項】

- この表は、令和6年10月1日時点で可能な行政サービス等を掲載しています。
- 掲載されていないものについても、市町村等との調整が完了したものから、順次、一覧表を更新する予定です。
- サービス等を利用する際には、宣誓書受領証の提示のほか、各行政サービスの利用要件（収入や同一生計等）を満たす必要があります。（詳しくは、事前にサービス提供者（市町村）へご確認願います。
- なお、一部のサービスによっては、宣誓書受領証の提示が不要な場合もあります。

令和6年10月1日現在
(随時更新中)

番号	制度・行政サービス名	対象・内容	サービス提供に当たっての 留意事項	受領証又は受領カードの提示		問合せ先		備考
				必要	不要	担当課名	電話番号	
1	教育・保育給付認定申請及び施設等利用給付認定申請	保育施設等の利用に係る申請をパートナーの子の保護者として申請できる。（住民票が同居の場合）	パートナーシップ宣誓書受領証の提示のほか、各要件に応じた添付書類が必要である。	○		福祉課 学校教育課	088-699-8713 088-699-8719	
2	D V相談	パートナーからの暴力の相談ができる。		○		福祉課	088-699-8713	
3	母子健康手帳の交付	妊婦本人に交付できない場合は、パートナーが代理申請、受領ができる。	申請者の本人確認と電話等による妊婦本人の意思確認ができれば、交付する。	○		保健相談センター	088-683-4533	
4	災害時の安否情報の提供	照会者が、パートナーシップを宣誓した者及びその親族等である場合、災害時の安否情報を提供することができる。	パートナーシップ宣誓書受領証の提示が必要。	○		危機管理課	088-699-8725	災害時に受領証又は受領カードを紛失した場合は個別対応